

事 務 連 絡
平成19年4月18日

保険医療機関 各位

長崎県国民健康保険団体連合会
事務局長 森 勉
(公印省略)

健康保険法の一部改正に伴う診療報酬請求書の記載要領について（お願い）

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本会の審査支払事業の円滑なる運営につきましては、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、「健康保険法等の一部を改正する法律」が改正され平成19年4月1日より施行されます。

今回の改正点として、新たに70歳未満の者の入院等に係る高額療養費が現物給付化されたことはご承知のとおりでございます。

このことに伴い、毎月の診療報酬請求時における請求書の入院一部負担金欄への記載が必要となります。

つきましては、4月診療分（5月提出）より別添記載要領によりご提出していただきますようお願い申し上げます。

なお、このことにつきましては、貴所属長にもご報告いたしましたことを申し添えます。

旧請求書

※旧請求書で、19年4月診療分以降の国保一般・退職者
(入院等)分を請求時の記載例

平成 年 月分診療報酬請求書(医科・歯科)

冊番

保険者	市町村 国保組合				
コード					

股

都道府
県番号 42

医療機関
コ ~ 下

保険医療機関
所在地及び名
電話番号
開設者氏名

平成 年 月 日

印

国民健康保険

法 制	地 区 別	年齢	請求 決定	療養の給付				食事療養・生活療養			
				件数	診療科目数	点数	一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額
国保 25	前期高齢者	90	7 請求 8 入院				円			円	円
			7 決定 8 入院								
		70	9 請求 0 入院								
			9 決定 0 入院								
	一般被保険者	70	1 請求 2 入院	1	30	50000	82430	1	90	57600	23400
			1 決定 2 入院								
		80	3 請求 4 入院								
			3 決定 4 入院								
	三歳未満	70	1 請求 2 入院								
			1 決定 2 入院								
		90	7 請求 8 入院								
			7 決定 8 入院								
退職 67	前期高齢者	70	9 請求 0 入院								
			9 決定 0 入院								
		80	3 請求 4 入院								
			3 決定 4 入院								
	被扶養者	70	5 請求 6 入院								
			5 決定 6 入院								
		80	3 請求 4 入院								
			3 決定 4 入院								

4月診療分から一般国保・退職者(三歳未満を含む)の入院を請求する時は、斜線を消して入院一部負担金を記載してください。(斜線の上から書きしてもかまいません。)

備考 1. 決定欄には記入しないこと。
2. 請求欄は、入院、入院外別に区分して集計してください。

※高額療養費		
一般被保険者	件数	金額
退職者		

新請求書

※ 新請求書で、19年4月診療分以降の国保一般・退職者
(入院等)分を請求時の記載例

平成 年 月 分診療報酬請求書(医科・歯科)

冊番

保険者	市町村 国保組合			
コード				

殿

都道府
県番号 42

医療機関
コード

保険医療機関
所在地及び名
電話番号
開設者氏名

平成 年 月 日

印

国民健康保険			療養の給付				食事療養・生活療養					
法 制	給 付 制 度	本人 以外	件数	診療日数	点数	一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額		
国保 25	前期高齢者	7 8	請求 入院 入院外				円		円	円		
		7 8	決定 入院 入院外									
		9 0	請求 入院 入院外									
		9 0	決定 入院 入院外									
		一般被保険者	1 2	請求 入院 入院外	1	30	50000	82430	1	90	57600	23400
			1 2	決定 入院 入院外								
	三歳未満	3 4	請求 入院 入院外									
		3 4	決定 入院 入院外									
		退職 67	本人	1 2	請求 入院 入院外							
				1 2	決定 入院 入院外							
	前期高齢者			7 8	請求 入院 入院外							
				7 8	決定 入院 入院外							
70			9 0	請求 入院 入院外								
			9 0	決定 入院 入院外								
被扶養者			5 6	請求 入院 入院外								
			5 6	決定 入院 入院外								
	三歳未満		3 4	請求 入院 入院外								
			3 4	決定 入院 入院外								

4月診療分から一般国保・退職者(三歳未満を含む)の入院を請求する時は、入院一部負担金を記載してください。

4月診療分から一般国保・退職者(三歳未満を含む)の
入院を請求する時は、入院一部負担金を記載してくださ
い。

備考 1. 決定欄には記入しないこと。
2. 請求欄は、入院、入院外別に区分して集計してください。

※ 高額療養費		件数	金額
一般被保険者			
退職者			